

# 第3次佐倉市食育推進計画

“食を通して人を育み支えあうまち佐倉”

令和5年3月

佐倉市

## はじめに



佐倉市は、比較的温暖な気候に恵まれて、四季を通じて、様々な農産物等の食材が生産されています。

生涯にわたって健康で心豊かな生活を送るためには、私たちの食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることへの感謝や理解を深めることが重要です。

佐倉市では、平成23年5月に食育基本法に基づき「佐倉市食育推進計画」を策定し、その後改定を行い、食育に関する施策を総合的に展開してまいりました。

この度、第2次計画の取組みの評価や課題を踏まえ、今後5年間の指針となる「第3次佐倉市食育推進計画」を策定いたしました。

第2次計画までの取組みにより、市民の食育に対する関心は徐々に高まってきているものの、食に対する意識の高まりが、必ずしも健全な食生活の実践には十分に結びついていない現状があります。

また、近年、SDGsの目標達成に向けた食品ロスの削減や地産地消の推進など、食に関わる社会的課題の迅速かつ適切な解決が求められています。これらの状況を踏まえ、第3次計画ではあらゆる世代のライフステージに応じた食育や、環境に配慮した持続可能な食育を推進していきます。

今後とも、佐倉市の特性を生かした食育を推進して参りますので、市民の皆様には本計画へのご理解と食育の実践を心よりお願い申し上げます。

令和5年3月 佐倉市長 西田 三十五

## 《目 次》

第1章 計画策定の基本的事項	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画の進捗管理	2
第2章 第2次計画の達成状況と評価	
1 基本目標に対する評価指標ごとの達成状況と評価	3
2 全体評価	9
第3章 佐倉市が目指す食育	
1 基本理念	10
2 基本目標	11
3 食育推進の指標	12
第4章 食育推進の取組	
1 施策の体系	14
2 食育ピクトグラム	15
3 食育推進の施策	16
<b>基本目標1</b> 次の世代を担う子どもたちの健やかな成長	16
(1) 保育園・認定こども園等、幼稚園、小中学校における食育推進	16
(2) 家庭との連携・協力による食育の推進	19
<b>基本目標2</b> 市民の誰もが健康で豊かな生活を送るための実践	20
(1) 地域における食育の推進	20
(2) 市民が主体となって進める食育の推進	23
<b>基本目標3</b> 魅力あふれる佐倉の食づくり	24
(1) 豊かな地場農産物を活かした食育の推進	24
<b>基本目標4</b> 未来へつなぐ持続的な食育の推進	26
(1) 持続可能な食育の推進	26
4 食育関係者の役割	27
◇参考資料	
食育基本法	29

# 第 1 章 計画策定の基本的事項

## 1 計画の趣旨

平成 17 年 6 月に「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進すること」を目的として、食育基本法が制定されました。

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要で、「食育」を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるもの」と位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」を推進することが求められています。

佐倉市においては、「佐倉市食育推進計画（平成 23 年度）」、「第 2 次佐倉市食育推進計画（平成 28 年度）」を策定し、食育を推進してきました。これにより、「食育」は市民に広く浸透し、市内各地で多様な関係者による食育の取組が進められているところです。

しかしながら、市民の食育に対する関心は徐々に高まってきているものの、食に対する意識の高まりが、必ずしも健全な食生活の実践には十分に結びついておらず、また、高齢化が進行する中、健康寿命の延伸は重要な課題であり、更なる取組を進めることが必要となっています。

また、近年においては、社会環境やライフスタイルが大きく変容し、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、伝統的食文化の喪失など様々な問題が生じています。

その一方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、外出機会の減少などにより、家庭での食事をする機会が増えたことで、家族で食を考え、食を見直す契機ともなっています。

このことから、第 2 次佐倉市食育推進計画の基本理念を引き継ぎ、これまでの食育推進の評価と課題の整理を行い、今後の食育施策を総合的かつ計画的に推進するため、第 4 次千葉県食育推進計画に沿いながら、市民の健康な心と身体を育むことを目的とし、地域に根ざした地産地消及び食育のより一層の推進を図るために、「第 3 次佐倉市食育推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として位置付けします。また、佐倉市として、食育に関する基本的な事項を定めるものであり、佐倉市における第 5 次佐倉市総合計画をはじめ、関連個別計画などとの整合を図るものとします。

《関連する計画等》

- ・ 第 5 次佐倉市総合計画（令和 2～13 年度）
- ・ 佐倉市健康増進計画「健康さくら 21(第 2 次)」(平成 25～令和 4 年度)
- ・ 第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画（令和 2～6 年度）
- ・ 第 3 次佐倉教育ビジョン前期推進計画（令和 2～5 年度）
- ・ 第 4 次千葉県食育推進計画（令和 4～8 年度）

## 3 計画の期間

本計画は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を計画期間とします。

なお、情勢の変化があった場合は、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の進捗管理

計画の推進に当たっては、PDCA サイクルに基づき、関係各課が相互に連携し各種施策を推進するとともに、毎年度、事業の実施状況などについて進捗管理を行います。

また、施策の評価については、その達成状況を客観的に把握するため関係各課が行う食育に関するアンケート調査などの結果により検証するとともに、必要に応じて地域の食育アドバイザーである食生活改善推進員や生産者などからの意見を取り入れます。

## 第2章 第2次計画の達成状況と評価

第2次佐倉市食育推進計画では、「次の世代を担う子供たちの健やかな成長」、「市民の誰もが健康で豊かな生活を送るための実践」、「魅力あふれる佐倉の食づくり」を基本目標として掲げ、それぞれ数値目標を定めました。

基本目標に対する達成状況を評価項目ごとに整理したのちに、全体評価を行いました。

### 1 基本目標に対する評価指標ごとの達成状況と評価

#### 基本目標1 次の世代を担う子どもたちの健やかな成長

##### ■評価指標

「朝食を毎日食べる市民の割合」

対 象	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (令和元年度)	実績値 (令和元年度)
幼 児 <sup>※1</sup>	95.0%	100%	93.0%
小学生 <sup>※2</sup>	93.0%	100%	90.8%
中学生 <sup>※2</sup>	85.8%	95%以上	84.9%

※1 出典：「園児の食生活調査」（こども保育課）

※2 出典：「児童生徒の食生活調査」（学校栄養士会）

##### ■達成状況・評価

「朝食を毎日食べる市民の割合」の実績値（令和元年度）は、幼児93.0%、小学生90.8%、中学生84.9%であり、いずれも目標値には達しませんでした。

食育の中で大切な朝食を摂ることや、早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣の形成について、学校、家庭等の協力を得ながら普及啓発を行っていますが、まだまだ浸透していないことが見受けられるため、各家庭へ食に関する情報発信等を行うことで、幼児、小学生、中学生を中心に食に関する正しい知識や食を最適に選択する力を養う取組が必要となります。

## 基本目標2 市民の誰もが健康で豊かな生活を送るための実践

### ■評価指標 1

「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の市民の割合」

対 象	現状値 (平成27年度)	目標値 (令和元年度)	実績値 (平成29年度)
成 人	62.2%	80%以上	82.7%

※ 出典：平成29年度市民健康意識調査（健康推進課）

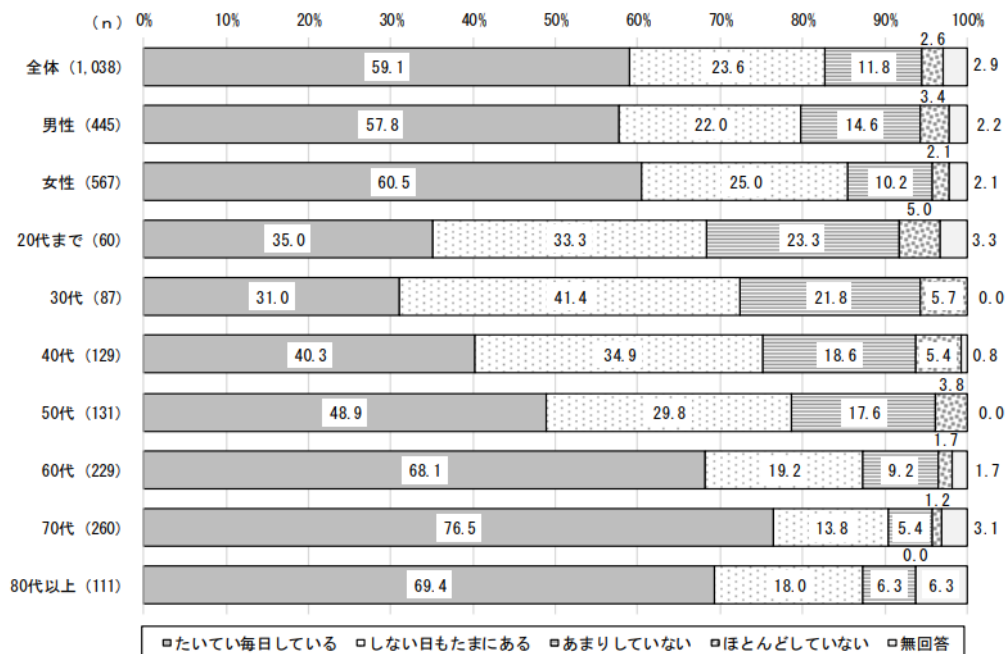
※ 実績値（平成29年度）は、平成29年度市民健康意識調査の、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている」について、「たいてい毎日している」及び「しない日もたまにある」人の割合を用いています。

### ■達成状況・評価 1

「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の市民の割合」の現状値（平成27年度）が、成人62.2%だったのに対して、実績値は82.7%と、目標値を達成しました。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をすることは、肥満や生活習慣病予防にもつながることから、引き続き理解を深め、栄養バランスに配慮した食生活を実践する市民を増やしていく必要があります。

【図表】主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている（性別・年代別）



出典：平成29年度市民健康意識調査（健康推進課）

## ■評価指標 2

### 「朝食を必ず食べる市民の割合」

対 象	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (令和元年度)	実績値 (平成 29 年度)
20 歳代 男性	59.4%	60%以上	64.0%
30 歳代 男性	57.9%	60%以上	43.8%
20 歳代 女性	62.9%	70%以上	71.4%
30 歳代 女性	67.8%	70%以上	70.9%
40 歳代 女性	61.7%	70%以上	81.6%

※ 出典：佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第2次）」（健康推進課）

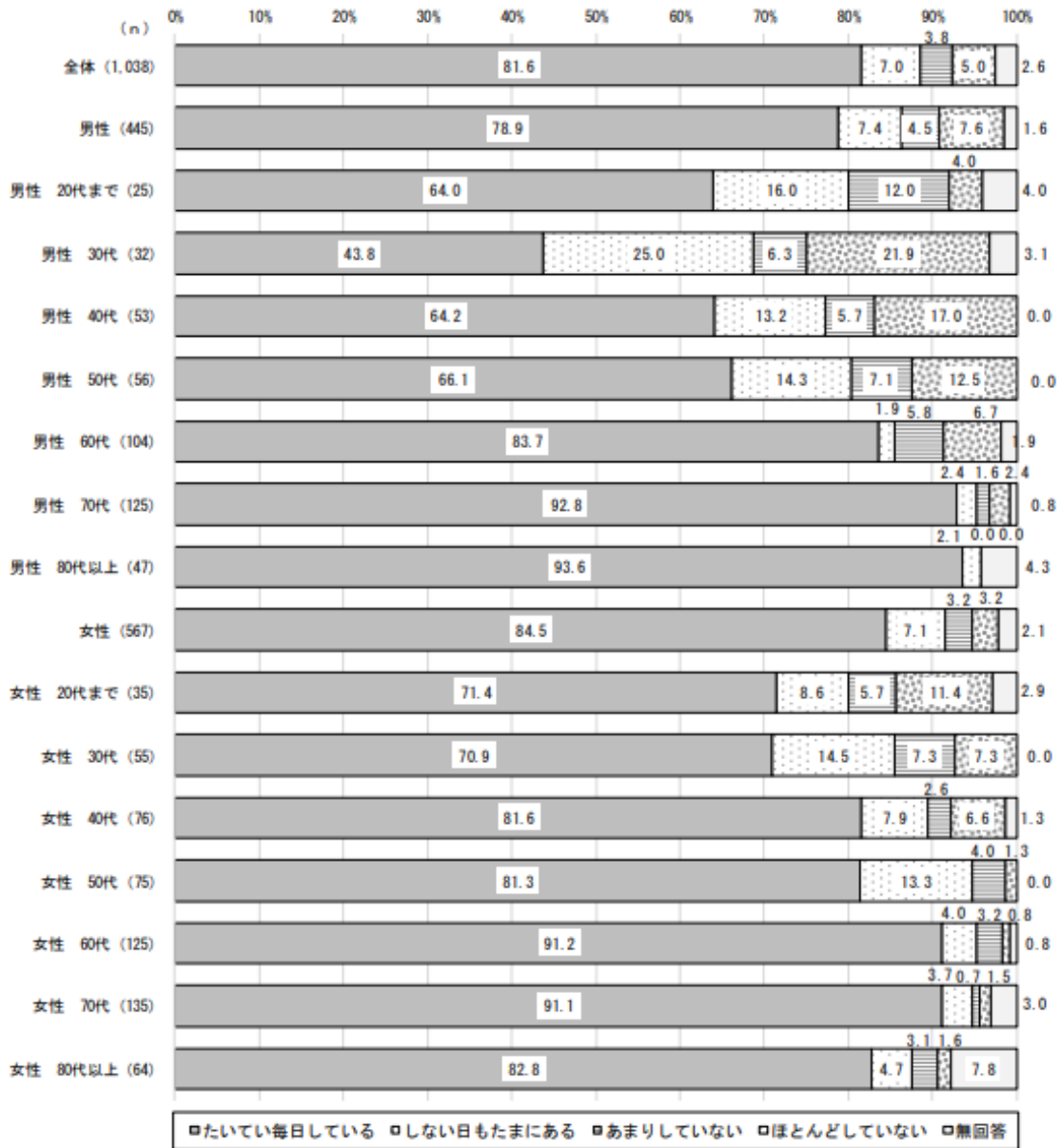
※ 実績値（令和29年度）は、佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第2次）」の現状値（平成29年度）を用いています。

## ■達成状況・評価 2

「朝食を必ず食べる市民の割合」の現状値（平成27年度）が、20歳代男性59.4%だったのに対して、実績値は64.0%となっており、また、30歳代男性は現状値（平成27年度）が57.9%だったのに対して、実績値は43.8%となりました。20歳代男性は現状値（平成27年度）を上回ったのに対して、30歳代男性は現状値を大きく下回りました。また、「【図表】朝食を食べる（性別、性・年代別）」においても、30歳代男性は朝食を食べない人の割合（あまりしていない、ほとんどしていない）が約3割で、他の年代に比べて高くなっています。女性については、20歳代、30歳代、40歳代と現状値（平成27年度）を上回り、目標値を達成しました。



【図表】朝食を食べる（性別、性・年代別）



出典：佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第2次）」

### ■評価指標 3

#### 「食品の安全を意識して食品を選択している市民の割合」

対 象	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (令和元年度)	実績値 (令和元年度)
成 人	56.5%	62%以上	64.5%

※ 出典：第4次千葉県食育推進計画

※ 実績値（令和元年度）は、第4次千葉県食育推進計画の「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合」（令和元年度）を用いています。

### ■達成状況・評価 3

「食品の安全を意識して食品を選択している市民の割合」の現状値（平成27年度）が56.5%であったのに対して、実績値64.5%と目標値を達成しました。

## 基本目標3 魅力あふれる佐倉の食づくり

### ■評価指標

「佐倉産を意識して農産物を購入している市民の割合」

対 象	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (令和元年度)	実績値 (令和元年度)
成 人	26.9%	30%以上	28.6%

※ 出典：市民意識調査（企画政策課）

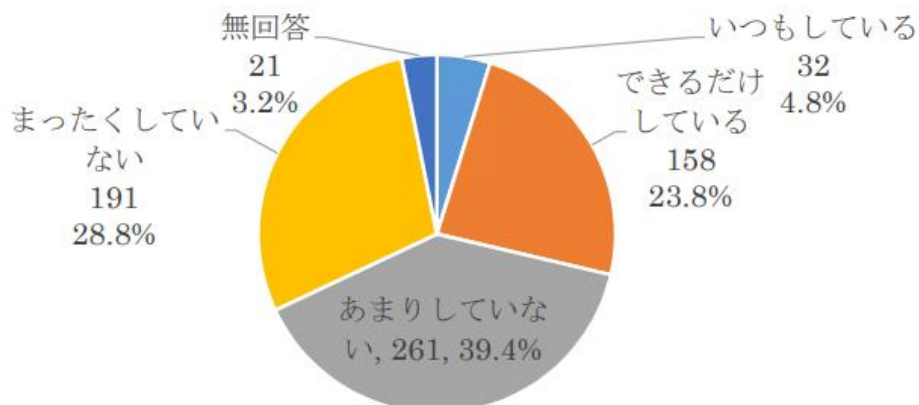
※ 実績値（令和元年度）は、令和元年度市民意識調査の、「農産物を購入する際、佐倉市産であることを気にしていますか。」について、「いつもしている」及び「できるだけしている」人の割合を用いています。

### ■達成状況・評価

「佐倉産を意識して農産物を購入している市民の割合」現状値（平成27年度）が26.9%だったのに対して、実績値は28.6%と現状値（平成27年度）を上回りました。

【図表】農産物を購入する際、佐倉市産であることを気にしますか

農産物を購入する際、佐倉市産であることを気にしていますか。【1つ選択】



n = 663

出典：市民意識調査（企画政策課）

## 2 全体評価

個別項目の評価を総括すると、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の市民の割合」は、成人で8割を超えており、比較的高い値を示していることから、市民の食に関する関心は徐々に高まってきているものと思われます。

一方、「朝食を毎日食べる市民の割合」は、幼児、小学生、中学生すべての世代で第2次佐倉市食育推進計画時（平成27年度）の結果より減少しており、食に対する意識の高まりが、必ずしも健全な食生活の実践には十分に結びついていない現状も見受けられるため、各家庭へ食に関する情報発信等を行うことで、幼児、小学生、中学生を中心に食に関する正しい知識や食を最適に選択する力を養う取組が必要となります。

また、「朝食を必ず食べる市民の割合」について、30歳代男性の数値が大幅に低下しました。働き方が多様化する中で、働く世代にとっては朝食の優先順位が低くなっていることが推測されます。

加えて、「佐倉産を意識して農産物を購入している市民の割合」は、第2次佐倉市食育推進計画時を上回ったものの目標値に届いておらず、地場農産物の利用促進と情報提供等を図りながら佐倉産の農産物の促進を進めていく必要があります。

## 第3章 佐倉市が目指す食育

### 1 基本理念

#### “食を通して人を育み支えあうまち佐倉”

この理念には、「市民の誰もが『食』を通して豊かな人間性を育み、健康で豊かな生活を送ることができるよう相互に支えあう」という願いを込めています

生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、正しい食生活習慣を身に付けるための「食育」の推進はすべての世代に必要です。特に、子どもたちへの食育は、心身の成長や豊かな人間性を育てていく上でとても重要であり、生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送るための基礎となるものです。子どもたちが将来大人になり正しい食生活を実践し、それを次の世代へ引き継ぐことで更に食育が推進されることにもつながります。

そのため、本計画についても引き続き、「子どもたち」を中心に、保護者やその家族、地域に暮らす一人ひとりが食に関する正しい知識を習得し、生涯を通して健康で豊かな生活を送ることができるよう、「食を通して人を育み支えあうまち佐倉」を基本理念に掲げて食育を推進します。

また、佐倉市は、豊かな自然に恵まれ、四季を通して様々な農産物が生産されており、こうした農業の営みや地域に根ざした食文化を体験できる素晴らしい環境があります。このため、市民一人ひとりの、自然の恵みに感謝し食べ物を大切にする心や、地域の伝統的な食文化を大切にする心の醸成を通して、農業に関する理解を深めながら農業の振興にも努めます。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を定めて食育を総合的に推進します。

### 基本目標1 次世代を担う子どもたちの健やかな成長

- 子どもたち一人ひとりが、発育や発達段階に応じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、食に関して自立できる力を培っていくことを目指します。
- 食育の基本は、まず家庭において取り組まれるべきものであり、家庭での子どもの食育を促進します。

### 基本目標2 市民の誰もが健康で豊かな生活を送るための実践

- 市民一人ひとりが、食に関する知識と食を選択する力を培い、継続的に健全な食生活を実践していくことを目指します。
- 市民一人ひとりが支えあう豊かな食生活の実現を目指します。
- 生涯を通じた心身の健康を支え、ライフステージに対応した健康づくりのため、歯科口くう保健、生活習慣予防、低栄養予防の食育を推進していきます。

### 基本目標3 魅力あふれる佐倉の食づくり

- 市内では、四季を通して様々な農産物が生産されており、こうした農業の営みや地域に根ざした食文化の体験を通して食育を推進します。
- 地産地消を通して、農業に関する理解を深めながら地域農業の振興を推進します。

### 基本目標4 未来へつなぐ持続的な食育の推進

- 環境にやさしい農業の推進及び消費者への理解促進のために、有機農業などの取組を推進します。
- 環境を意識した食生活や食品ロスの削減の推進のために、食品ロスの現状やその削減の必要性等について認識を深め、自ら主体的に取り組もうとする態度や心情を育てます。

### 3 食育推進の指標

基本理念の実現に向けた4つの目標を踏まえ、佐倉市における取組の成果を客観的に把握するため、以下の指標を設定します。

#### 基本目標1 次の世代を担う子どもたちの健やかな成長

指標	対象	現状値 (令和3年度)	目標値
朝食を毎日食べる 市民の割合	幼児 <sup>※1</sup>	92.0%	100%
	小学生 <sup>※2</sup>	89.4%	100%
	中学生 <sup>※2</sup>	84.3%	95%以上

※1 出典：「園児の食生活調査」（こども保育課）

※2 出典：「児童生徒の食生活調査」（学校栄養士会）

#### 基本目標2 市民の誰もが健康で豊かな生活を送るための実践

指標	対象	現状値 (令和3年度)	目標値
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の市民の割合 <sup>※3</sup>	成人	56.7%	80%以上
朝食を必ず食べる市民の割合 <sup>※4</sup>	20歳代男性	61.8%	現状値より向上
	30歳代男性	40.0%	現状値より向上
	20歳代女性	70.3%	現状値より向上
	30歳代女性	62.1%	現状値より向上
	40歳代女性	84.9%	現状値より向上
食品の安全を意識して食品を選択している市民の割合 <sup>※5</sup>	成人	64.9%	80%以上

※3 現状値は、平成29年度市民健康意識調査の「主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている」について「たいてい毎日している」の回答割合に対して、千葉県「生活習慣に関するアンケート調査」の「主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる頻度」について「週に6～7日」の回答割合の平成29年度から令和3年度の増減率を乗じた数値で推計しています。

※4 現状値は、佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第2次改定）」の現状値（平成29年度）に対して、千葉県「生活習慣に関するアンケート調査」の「1週間に朝食をとる回数」について「週7日」の回答割合の平成29年度から令和3年度の増減率を乗じた数値で推計しています。

※5 現状値は、千葉県食育推進計画（第1次計画～第4次計画）の「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合」の数値を用いて推計しています。

### 基本目標3 魅力あふれる佐倉の食づくり

指 標	対 象	現状値 (令和3年度)	目標値
佐倉産を意識して農産物を購入している市民の割合※6	成 人	31.8%	35%以上

※6 現状値は、市民意識調査（平成30年度～令和2年度）の、「農産物を購入する際、佐倉市産であることを気にしていますか」の数値を用いて推定しています。

### 基本目標4 未来へつなぐ持続的な食育の推進

指 標	対 象	現状値 (令和3年度)	目標値
有機農業に取り組んでいる経営体数※7	経営体	41 経営体	現状値より向上
食品ロスの削減のために取り組んでいる市民の割合※8	市民	83.7%	現状値より向上

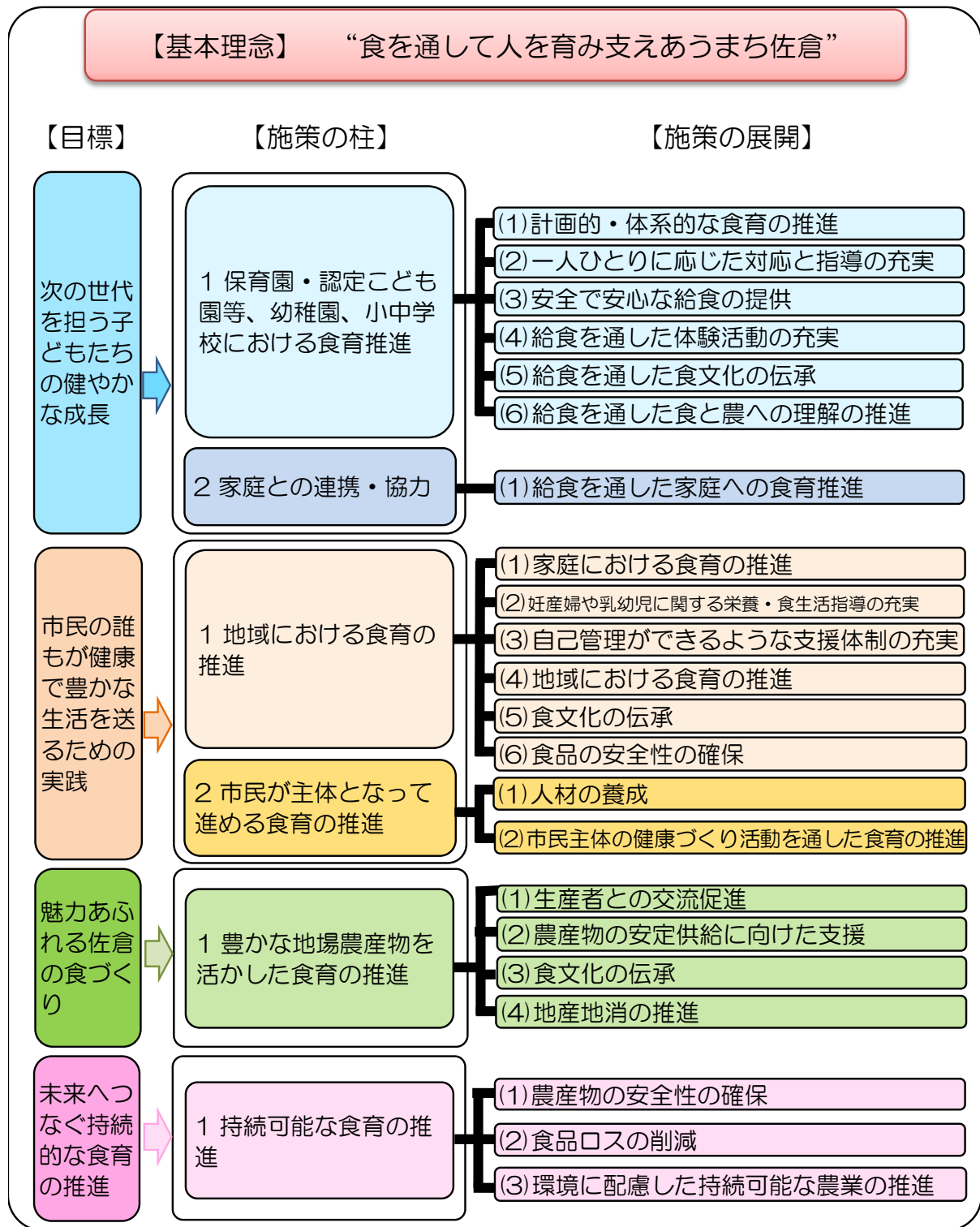
※7 現状値は農政課独自調査。

※8 現状値は、千葉県の「令和3年度第62回県政に関する世論調査報告書」の「食品ロスの削減に取り組んでいる」のうち「実施している」及び「ときどき実施している」の数値を用いています。



# 第4章 食育推進の取組

## 1 施策の体系



## 2 食育ピクトグラム

農林水産省は食育についてわかりやすく発信していくため、絵文字で表現した食育ピクトグラム及び食育マークを作成しました。

佐倉市においても、食育ピクトグラムを活用し、食育推進計画を推進します。

【図表】食育ピクトグラム・食育マーク



(画像出典：農林水産省)

### 3 食育推進の施策

#### 基本目標1 次の世代を担う子どもたちの健やかな成長



#### (1) 保育園・認定こども園等、幼稚園、小中学校における食育推進

##### 《取組の方向性》

- 子どもたちの発育や発達段階に応じて、食に関する知識や食を適切に選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができるよう、食育の指導体制と体系的な指導内容の充実を図ります。
- 食に関する指導の充実に加え、個々の健康状態の把握に努めるなど、学校保健や健康教育の充実を図るなかで子どもたちの健康の維持増進に努めます。

#### ① 計画的・体系的な食育の推進

No.	取組	概要
I	保育園・認定こども園等における食育の推進(こども保育課、保育園・認定こども園等)	保育所保育指針等に基づき、豊かな人間性を育み、乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び心身の健全育成を図るため、保育園・認定こども園等の創意工夫のもと食育を計画的に推進します。
II	学校における食育の充実(教育委員会指導課、小中学校)	食に関する指導の全体計画に基づき、各教科や給食の時間、特別活動などを通して、計画的、継続的、体系的に食育を推進します。

## ②一人ひとりに応じた対応と指導の充実

No.	取組	概要
I	給食における食物アレルギーへの対応（保育園・認定こども園等、幼稚園、小中学校）	個々の園児や児童・生徒の食物アレルギーに対応した給食の提供に努めます。
II	食物アレルギーに関する研修会の実施（こども保育課、教育委員会指導課、保育園・認定こども園等、幼稚園、小中学校）	「食物アレルギーマニュアル」（保育園・認定こども園等）・「食物アレルギー対応の手引き」（小中学校）に基づいた適正な対応ができるよう、全教職員を対象に研修会を実施します。
III	健康指導の充実（教育委員会指導課、保育園・認定こども園等、幼稚園、小中学校）	生活習慣病の誘因となる肥満や痩身など、健康上の課題を早期かつ的確に把握します。学校では有所見者に対する個別指導及び生活習慣病予防検診を実施します。

## ③安全で安心な給食の提供

No.	取組	概要
I	食材の安全確保（こども保育課、教育委員会指導課、保育園・認定こども園等、小中学校）	安全な食材などの選定に努め、食材の安全確保に努めます。
II	衛生管理の徹底（こども保育課、教育委員会指導課、保育園・認定こども園等、小中学校）	調理員の健康把握に努め、「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生マニュアル」等を遵守し、安全な給食の提供に努めます。

## ④給食を通じた体験活動の充実

No.	取組	概要
I	調理員との交流（保育園・認定こども園等、幼稚園）	調理員から献立や当日の食材についての話を聞き、調理員との交流を図る中で食への関心を深めます。
II	野菜の栽培（保育園・認定こども園等、幼稚園）	園内等で野菜栽培を行い、食の大切さを楽しく学ぶ体験を行います。
III	クッキング保育（保育園・認定こども園等）	園児が自分たちで収穫した野菜を使い、料理し食べることで、みんなで作る楽しさや食べた時の美味しさ、うれしさを感じ、食体験の幅を広げ食への知識を深めます。

IV	農業体験（小中学校）	地域の方や給食食材の生産農家の協力を得て、米や野菜の栽培・収穫体験を通して、食べ物を大切にする心や農業に対する理解を深めます。
V	野菜に触れる体験学習 （保育園・認定こども園等、小中学校）	給食で使用するソラマメのさやむきやトウモロコシの皮むきを行うなど、野菜の特徴や旬のものを食べることの大切さなどを学ぶ機会づくりに努めます。

### ⑤給食を通じた食文化の伝承

No.	取 組	概 要
I	食事マナーの習得（保育園・認定こども園等、幼稚園、小中学校）	日本の食文化の一つである正しい箸の使い方や食器の持ち方を身に付けるとともに、挨拶や食事の姿勢など食事の基本的なマナーを習得できるよう、給食を通じた実践での指導に努めます。
II	餅つきと鏡餅づくりや成木もちづくり （保育園・認定こども園等）	お正月の伝統行事である餅つきや、小正月の15日に行う成木もちづくりなどを体験することにより、伝統的な食や行事を学ぶ体験を行います。
III	食を通じた食文化の伝承 （保育園・認定こども園等、幼稚園、小中学校）	伝統的な郷土料理や行事食を積極的に給食に取り入れ、郷土の食文化や行事への理解を深めながら郷土を愛する心を育み、併せて伝統的な食文化の継承に努めます。
IV	特色ある給食の実施 （教育委員会指導課、幼稚園、小中学校）	全小中学校において、「津田仙給食」、「城下町佐倉・江戸ぐるめ献立」、「クララメニュー」、全国学校給食週間における「佐倉うまいもの自慢献立」などを実施し、佐倉の歴史や先覚者、食文化への理解を深めます。

### ⑥給食を通じた食と農への理解の推進

No.	取 組	概 要
I	食と農への理解の推進 （保育園・認定こども園等、幼稚園、小中学校）	自然の恵みに感謝し食べ物を大切にする心を培い、農業に対する理解を深めます。
II	地産地消の推進 （こども保育課、教育委員会指導課、農政課）	生産者や生産組合、JAなどと連携し、給食への地場野菜の利用拡大を図り、地産地消に取り組みます。

## (2) 家庭との連携・協力による食育の推進

### 《取組の方向性》

- 子どもたちが健全な食生活を実践する力を習得するためには、日常の家庭生活での実践が重要であり、保護者への情報発信や家庭との連携・協力による取組を推進します。

### ① 給食を通じた家庭への食育推進

No.	取組	概要
I	家庭との連携・協力 (保育園・認定こども園等、 幼稚園、小中学校)	給食だよりや献立表などの家庭配布物の充実を図り、 家庭と連携して食育を推進します。
II	家庭での実践に向けた支援 (保育園・認定こども園等、 幼稚園、小中学校)	家庭教育学級の食育講座や健康講座を通して、家庭に おける子どもたちの基本的な生活習慣や食習慣の形成 に向けた支援をします。
III	給食試食会の開催 (保育園・認定こども園等、 幼稚園、小中学校)	家庭における正しい食生活の実践ができるよう、給食 の試食会を開催します。
IV	ふれあい昼食会の開催 (保育園・認定こども園等、 小中学校)	地域における食育の推進や交流ができるよう、地域住 民を招いた昼食会を開催します。

## 基本目標2 市民の誰もが健康で豊かな生活を送るための実践



### (1) 地域における食育の推進

#### 《取組の方向性》

- 市民一人ひとりが、食に関する知識と食を選択する力を培い、健康で豊かな生活を送ることができるよう継続的な食育と健康づくりを推進します。

### ①家庭における食育の推進

No.	取組	概要
I	一家団らんの食事の推進 (健康推進課、母子保健課)	食事を通じた家族団らんは、子どもたちの成長に欠かせないものであることから、家族で食卓を囲み、食を学び、楽しく食べる環境づくりを進めるため、共食を推進します。
II	規則正しい生活リズムの確保 (健康推進課、母子保健課)	早めの夕食、毎日の適度な運動と睡眠時間の確保など、適切な食習慣や生活リズムについて学ぶ機会を提供するとともに、簡単にできる朝食メニューの紹介や、おやつ目的についての理解の推進に努めます。
III	「おやこの食育教室」の開催 (健康推進課)	親子の食への関心を深め、栄養、体づくりなど、食育への意識を育てる体験活動の場の提供を通して、親子の食への関心を深め、健康管理についての学びと実践活動の支援をします。
IV	家庭教育講座「食育講座」 (教育委員会社会教育課、公民館)	子どもたちの健康で豊かな人間性を育む基礎となるよう、家庭の役割やあり方、その方法などの学習支援を行います。
V	親子交流事業(教育委員会社会教育課、公民館)	地域の特産品などを利用した調理体験を通して、親子の交流を支援します。
VI	レシピ集の配布(健康推進課、保育園・認定こども園等)	家庭において、正しい食生活を理解し実践できるよう、レシピ集を配布しその利用拡大に努めます。

## ②妊産婦や乳幼児に関する栄養・食生活指導の充実

No.	取組	概要
I	マタニティクラス等での栄養講義 (母子保健課)	初産婦を対象として、妊娠、出産、育児について、体験学習を通して正しい知識を学び健全な母性と子の育成を図るほか、妊婦同士の交流を図りながら地域における子育ての仲間づくりを支援します。
II	乳幼児の栄養相談及び健康教育(母子保健課、保育園・認定こども園等)	乳児相談や幼児健診時及び園庭開放において、食育啓発パネルの展示や栄養相談、食育講座等を行います。
III	ほやほやベビー離乳食の進め方(こども保育課)	子育て(乳児)をしている市民を対象に、佐倉保育園の地域子育て支援センター「さくらっこひろば」において、離乳食の進め方の講座や栄養相談を実施します。
IV	もぐもぐ教室(母子保健課)	8か月児を対象に、離乳食と歯についての健康教育を実施します。
V	よく噛んで食べる食習慣の普及(母子保健課)	幼児の発育段階に応じて適切に食が進められるよう、離乳食をはじめ、心の安定や食べる意欲、よくかんで食べる習慣とバランスの良い味覚的嗜好を身に付けるための食生活の支援をします。

## ③自己管理ができる支援体制の充実

No.	取組	概要
I	食事バランスガイド、ちば型食生活(グーパー食生活)の活用(健康推進課)	食事の望ましい組合せやおおよその量を分かりやすく示した「食事バランスガイド」や「ちば型食生活(グーパー食生活)」を活用した食育を推進します。
II	メタボ予防のための講習会(健康推進課)	メタボリックシンドローム予防のための正しい食生活を実践するために必要な知識の普及と、それを実践するための栄養講義等を実施します。
III	高血圧予防のための減塩の推進(健康推進課)	減塩の知識の普及と食塩摂取量を減らし、野菜摂取量を増やす啓発活動を実施します。
IV	8020運動の推進(健康推進課)	80歳で20本以上の歯を維持できるよう、歯の大切さや正しい機能を理解するとともに、よくかんで食べる食習慣の普及啓発を図ります。
V	食育の多様な発信(健康推進課)	食育の情報を得やすくするため、SNSの活用、インターネット上での動画配信などデジタル化に対応した食育の発信を行います。



#### ④地域における食育の推進

No.	取組	概要
I	出前健康講座（健康推進課、母子保健課）	保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員などによる「健康管理」、「食生活」、「育児」、「歯の健康」、「たばこ」、「飲酒」などに関する出前健康講座を行い、市民の健康づくりを支援します。また、朝食欠食や野菜の摂取不足、適正体重の維持などの食生活上の問題点を改善する取組を強化します。

#### ⑤食文化の伝承

No.	取組	概要
I	佐倉学入門講座・体験講座（教育委員会社会教育課、公民館）	地場野菜を使った料理をはじめ、地域の行事食や佐倉の郷土料理、伝承文化などをテーマとして佐倉学の講座、調理体験を開催し、郷土の食文化に対する理解を深めながら郷土を愛する心を育み、併せて食文化の伝承に努めます。
II	食生活改善推進員による地場産メニューの普及（健康推進課）	地場産野菜を使ったメニューを活用した講座や料理教室を開催します。また、各種イベントでのレシピの紹介や試食の提供を行います。
III	日本型食生活の推進（健康推進課）	「主食・主菜・副菜」をそろえた栄養バランスに優れた「日本型食生活」を推進します。

#### ⑥食品の安全性の確保

No.	取組	概要
I	情報提供の充実（健康推進課）	食品の安全に関する正しい知識と理解を深めることができるよう、幅広い情報提供の充実に努めます。
II	正しい知識の習得支援（健康推進課等）	市民一人ひとりが食品のリスクや食生活の健康への影響などについて正しい知識を身に付け、自らが食を選択していく力を身につけることができるよう様々な機会を通して支援します。
III	リスクコミュニケーションの推進（健康推進課）	食品の安全性に対する知識と理解が深まるよう、リスクコミュニケーションの推進に努めます。

## (2) 市民が主体となって進める食育の推進

### 《取組の方向性》

- 食生活改善推進協議会等の食に関するボランティア団体との連携・協力のもと、地域における市民主体の健康づくり活動を通じた食育の推進をします。

### ①人材の養成

No.	取組	概要
I	食生活改善推進員養成講座 (健康推進課)	食生活改善推進員を養成するための講座を開催します。
II	食生活改善推進員研修 (健康推進課)	地域での食生活改善や健康づくりなどの地区活動を展開していく上で必要な、知識と技術の向上や習得に向けた研修を行います。

### ②市民主体の健康づくり活動を通じた食育の推進

No.	取組	概要
I	食生活改善推進員地区活動 (健康推進課)	健全な食生活の実践ができるよう、食生活の改善や健康づくりをテーマとした健康講座や料理教室を開催します。また、生涯を通して食について考えるための啓発を行い、健康寿命を延ばすことにつながる健康づくり活動を通じた食育に関する普及啓発活動の推進に努めます。

## 基本目標3 魅力あふれる佐倉の食づくり



### (1) 豊かな地場農産物を活かした食育の推進

#### 《取組の方向性》

- 市内では、四季を通して様々な農産物が生産されており、こうした農業の営みや地域に根ざした食文化の体験を通して食育を推進します。
- 地産地消を通して、農業に関する理解を深めながら地域農業の振興に努めます。

#### ①生産者との交流促進

No.	取組	概要
I	農産物の販売を通じた交流の促進（農政課）	各種イベントや直売所での地場農産物の販売を通して、食と農業に対する関心と理解を深めながら、生産者と消費者の交流を促進します。
II	佐倉・産業大博覧会の開催（農政課、商工振興課、障害福祉課）	市民一人ひとりの食と農業に対する関心と理解を深めながら、生産者との交流を促進します。
III	給食を通じた交流促進（こども保育課、教育委員会指導課、農政課）	給食への地場農産物の提供を通して、子どもたちの食と農業に対する関心と理解を深めながら、生産者との交流を促進します。
IV	農業体験の推進（農政課）	グリーンツーリズムなどの農業体験活動を推進し、食と農業に対する関心と理解を深めながら、都市と農村の交流を促進します。
V	多面的機能を保全する共同活動の推進（農政課）	農家と地域住民が共同で行う、農業の多面的機能の維持保全活動を通して、農業の担う役割の理解を深めながら生産者との交流を推進します。

## ②農産物の安定供給に向けた支援

No.	取組	概要
I	担い手の育成・確保（農政課）	後継者の育成や新たな担い手を確保し、農業の持続性の確保に努めます。
II	経営基盤の強化（農政課）	農地の利用集積による経営規模の拡大、生産・流通の効率化・低コスト化、6次産業化などの自主的な取組を支援し、農業生産の拡大に努めます。

## ③食文化の伝承

No.	取組	概要
I	伝統的な食文化の伝承（農政課等）	佐倉市には、地域に根付いた伝統食や行事食が多く残っており、関係部署が連携して、市民の財産である伝統的な食文化を次の世代に継承します。
II	直売所における伝承活動の支援（農政課）	直売所を拠点とした地域の伝統食や行事食の伝承に向けて試食や販売を支援し、伝統的な食文化の伝承に努めます。

## ④地産地消の推進

No.	取組	概要
I	給食への利用拡大（こども保育課、教育委員会指導課、農政課）	生産者や生産組合、JAなどと連携し、保育園、幼稚園・学校給食への地場農産物の利用拡大に努めます。
II	イベントを通じた消費拡大（農政課）	各種イベントでの地場農産物の即売を通して、「顔の見える関係づくり」を進めながら地場農産物の消費拡大を推進します。
III	直売所での販売促進（農政課）	生産者が経営する直売所での販売支援を通して、「顔の見える関係づくり」を進めながら地場農産物の消費拡大を推進します。
IV	市内店舗での販売拡大（商工振興課、農政課）	市内店舗で販売するための販路を確立し、取扱店を増やししながら、地場農産物の消費拡大を推進します。
V	ブランド化の推進（農政課）	地場農産物のブランド化を進め、魅力やイメージを高めながら消費拡大を推進します。
VI	販売機会の拡大（農政課）	生産者に対し、各種イベントをはじめ広く販売する機会を提供し、地場農産物の消費拡大を推進します。
VII	情報提供の充実（農政課）	直売所マップによる販売所の案内や地場農産物の直売をするイベントの情報提供を通して、地場農産物の消費拡大を推進します。

## 基本目標4 未来へつなぐ持続的な食育の推進



### (1) 持続可能な食育の推進

#### 《取組の方向性》

- 環境にやさしい農業の推進及び消費者への理解促進のために、有機農業などの取組を推進します。
- 環境を意識した食生活や食品ロスの削減の推進のために、食品ロスの現状やその削減の必要性等について認識を深め、自ら主体的に取り組もうとする態度や心情を育てます。

### ① 農産物の安全性の確保

No.	取組	概要
I	農薬の適正使用の推進 (農政課)	生産現場における食の安全や安心に関する理解を深め、農薬の適正使用や低減など、安全に配慮した農業生産を推進します。
II	農産物の安全性の向上 (農政課)	生産現場において、生産管理を向上させ、農産物の安全を確保するための取り組み「農業生産工程管理(GAP)」の普及を推進します。

### ② 食品ロスの削減

番号	取組	概要
I	食品ロス削減の啓発 (廃棄物対策課)	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加し、市民への食品ロスの削減を啓発します。

### ③ 環境に配慮した持続可能な農業の推進

No.	取組	概要
I	環境と調和のとれた農業の推進 (農政課)	有機農業をはじめとした化学肥料や農薬を低減して農作物を栽培する、環境に配慮した持続可能な生産を推進します。

## 4 食育関係者の役割

食育の推進にあたっては、「家庭」、「保育園・認定こども園等、幼稚園、小中学校」、「地域」、「生産者」、「行政」などが、それぞれの役割を認識し、主体的に活動するとともに、相互に連携・協力しながら一体となって総合的に取組を推進します。

### 【家庭の役割】

家庭は、家族一人ひとりが日々健全な食生活を送るための実践の場です。特に、子どもがいる家庭では、子どもが食に関する知識や食事マナーを習得し、食を楽しむ心や食に対する感謝の気持ちを育むなど、食育の中心的な役割を担っています。



### 【保育園・認定こども園等、幼稚園、小中学校の役割】

子どもたちが食に関する正しい知識や食を適切に選択する力を習得し、食と健康との関わりを学ぶ場であり、給食などを通して、発育や発達段階に即した体系的な指導に取り組むことが求められています。

とりわけ、食育のスタートとなる乳幼児期においては、保護者との密接な連携が求められるなど、家庭や地域との連携・協力のもとに食育を推進していく必要があります。



### 【地域の役割】

市民の食生活に密着した啓発活動や様々な食の体験機会の提供などを通して、これまでの「食の正しい理解」を活かし、市民一人ひとりが健全な食生活を「実践する」ことに主眼をおいて取組を推進していく必要があります。



## 【生産者の役割】

生産現場においても、食の安全や安心に関する理解を深め、農薬の適正使用など、安全や環境に配慮した持続可能な生産に取り組むとともに、農産物の安定供給や、直売などを通して消費者との間に「顔の見える関係づくり」を進めていく必要があります。

また、多様な生産活動を通して、食と農への理解が深まるよう、保育園、幼稚園、小中学校と連携しながら食育の推進に努めることが求められています。



## 【行政の役割】

食育の取組が全市的な活動になるよう、市民や関係団体などの主体的な取組を支援するとともに、その連携体制の構築が求められています。

また、地域の特性を活かし、市民一人ひとりの各ライフステージに応じた、間断のない食育の取組を進めて行く必要があります。更に、食の安全安心に対する意識が高まるなかで、食の安全に関する正しい知識の習得やその情報を提供していくことが求められています。



## ◇参考資料

### 食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

最終改正：平成二七年九月一一日法律第六六号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。



ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

### (食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

### (食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

### (子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

### (食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食

育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

#### (家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

#### (食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の

情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年六月五日法律第四九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第3次佐倉市食育推進計画

“食を通して人を育み支えあうまち佐倉”

令和5年3月発行

発行：佐倉市

編集：佐倉市産業振興部農政課

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町9-7番地

電話：043（484）6141（直通）

E-mail：nosei@city.sakura.lg.jp